

第4回山梨県地方税制等検討会議事録

- 1 日時 令和2年9月9日（水）午後5時～6時50分
- 2 場所 都道府県会館401会議室
- 3 出席者
（委員）青木宗明、関口智、渋谷雅弘、西山由美、三神治彦、村田俊也（敬称略・50音順）
（事務局）市川総務部長、小澤総務部理事、村松税務課長、清水総括課長補佐、課税担当（3名）
- 4 次第
 - （1）開会
 - （2）議事
 - ア 地下水に着目した法定外税についての論点整理について
 - イ その他
- 5 配布資料一覧
 - 資料1 地下水に着目した法定外税についての論点整理
 - 資料2-1 最近の経済動向について
 - 資料2-2 地方税法等の一部を改正する法律の概要等
 - 資料3 清涼飲料・酒類の出荷額等について
 - 資料4 H30年度大規模採取者による業種別地下水採取量
 - 資料5-1 平成27年山梨県産業連関表
 - 資料5-2 波及効果の県内歩留り率と県外流出量
 - 資料6 水源地取引の監視体制の強化について
 - 資料7 課税客体等の比較
 - 資料8 中小企業等の範囲について
 - 資料9 免税点について

6 議事等の概要

1 県内経済への影響

（会長）前回は地下水に着目した法定外税についての論点整理ということで、皆様から御意見をいただいたところですが、まだ十分に議論されていない部分もありますので、引き続き論点整理を行っていきたいと思います。本来ですと第4回目の検討会は、5月に開催する予定でございましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりまして、予定より4ヶ月ほど遅れての開催となりました。従いまして当初の予定では、12月末までに最終報告を取りまとめるよう依頼されているところですが、ちょっと難しいのではと思っています。また、事務局とも相談しまして今後のスケジュールについて皆様にお示ししたいと考えております。それでは資料1「地下水に着目した法定外税についての論点整理」に沿って進めていきたいと思います。項目につきましては第3回検討会において皆様に議論していただいた項目をベースに、より議論が進むよういくつか加えてございます。なお、前回委員から依頼された宿題については、関連する項目のところで説明していただきます。最初に県

内経済への影響をもってきましたのは、前回検討会において、これに関連して委員から、山梨県の財政状況に関する資料の要望がありましたので、検討会終了後に事務局から、「山梨県財政の中期見通し」について送付していただいたところですが、御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済状況が悪化している状況です。そこで最近の経済の動向等について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料2-1により国内及び県内の経済活動等の状況について、また資料2-2により厳しい経済情勢下にある納税者への影響緩和を図るための措置について説明。このようなことから、本県の税収は相当程度落ち込むことが予想され、財政的に厳しい状況ではあるが、本検討会は、県民生活の向上や活力ある地域社会の実現を図るため、課税自主権の活用等による山梨県にふさわしい税制のあり方等について検討するものであり、県議会からも、地下水に着目した法定外税の導入について提言がなされている。当初見込んでいた12月の報告書の提出は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で厳しいものの、こうした趣旨を踏まえ、検討のペースアップを図って参りたい。

(会長) ただいまの事務局からの説明について、御意見等ございますか。

(委員) 税収減の具体的な見込みは作られていますか。

(事務局) 具体的な数字は、今の段階ではまだ申し上げられません。

(会長) 山梨県内の経済状況につきましては、他に何かコメントや補足がありますか。

(委員) 半導体関連等の一部の業種は、大変好調だという話は伺っていますが、本県は他と比べて観光業の比率が非常に高く、特に外国人旅行者が多い富士山麓の地域はかなり厳しいという話を聞いています。各市町村においても、今年は国からの臨時交付金等で対応しても、来年も税収が落ち込むことを予想する中で、財源をどうするのか非常に危惧しています。検討会の議論においては、景気の動向とは別に、税の理論的なあり方を議論すべきだと思いますが、もし仮に導入すべきという方向が出た場合に、導入の時期については、留意する必要があると感じています。

(会長) 御指摘のありました導入時期につきましては、理論的なあり方の話とは別に、報告書でどのように取り扱うべきか相談させていただければと考えています。

2 課税の考え方 担税力、独自性・地域性

(会長) これまで担税力、独自性・地域性という観点から議論をしてきたわけですが、この項目に関連する宿題として、前回の検討会において、事務局から山梨県の飲料業界の現状として、経済センサス統計調査による県内の事業所数、出荷額及び全国シェアについて説明があり、その際に、山梨県の具体的な順位について調べるよう依頼がありました。また、地下水を使用する産業にはどのようなものがあるのかについてもお調べいただくようお願いしますので事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料3により、平成28年経済センサス統計調査結果における清涼飲料、酒類の品目別の本県順位を説明。また、資料4により平成30年度における地下水採取量とその割合を業種別に説明し、電気・ガス・熱供給・水道業と製造業の2業種で全体の82.8%を占め、このうち製造業では、飲料・たばこ・飼料製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、食料品製造業、業務用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業の上位5業種で全体

の81.1%を占めることを説明。なお、大規模採水者による採取量は県全体の8割を占めている。

(会長) ただいまの事務局の説明について、御質問等ございますか。

(委員) 電気・ガス・熱供給・水道業の割合が大きいのは、水道に利用している割合が大きいからですか。

(事務局) そのとおりです。

(委員) この統計(資料4)は法人が対象ですか。

(事務局) 法人に限定はしていませんが、ほとんどが法人です。

(会長) 他によろしいでしょうか。前回も若干確認したところではありますが、山梨県の地下水について、担税力や独自性、地域性が認められる点については、概ね委員の共通の了解になっているように思いますがよろしいでしょうか。(異議なし。)

事務局からの説明にもミネラルウォーターの出荷額は全国一位であることや、地下水を利用する多くの製造業が立地していることから、豊かな水源地としての地位を確立していると言えるのではと思います。前回の検討会で、委員からも「山梨の水にはブランド力がある」という意見もありましたので、これらの点につきましても共通の認識であると考えてよろしいでしょうか。(異議なし。)

県議会の政策提言におきましても「事業活動により地下水が多く採取され利益が生じている状況にあるため、地下水の利用に対しての課税を検討するべき」とあります。そうしますと、新税を構想する場合の出発点は、「本県の地下水のブランド力により、製品に付加価値がつけられていることに着目し、これを利用して企業活動を行っている事業者に新たな負担を求める」といった方向になるように思いますが、こうした方向でまず議論を進めていくということによろしいでしょうか。(異議なし。) ありがとうございます。

3 地域政策としての考察

(1) 産業連関表の分析

(会長) 前回の検討会において、産業連関表の分析による付加価値の流出が議論となる中で、県外に富が流出していることを計る方法として、産業連関表を使った「域内歩留り率」を計算するよう依頼がありましたので、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 5月に公表された最新(平成27年)の産業連関表により作成した資料5-1を用い、前回の検討会で委員から示された付加価値の帰着割合を計算する方法により計算した結果を説明。また、資料5-2により、「飲食料品」のうち「その他の飲料」と製造業平均の域内歩留り率を比較した結果を説明。

(会長) ただいまの事務局の説明について、御意見等ございますか。

(委員) データの作成をお願いした立場から、わかりやすい資料でありがたい。これ自体が課税の根拠になるわけではありませんが、それを補足するものとして非常に重要だと思います。特に県民の立場で考えますと、先祖伝来守ってきた環境、水がどれくらいの富を生み出してどこに行っているのか、という点は非常に気になる場所だと思います。産業連関表の分析は複雑なため、正確な証明とまではいきませんが、県内歩留り率とあわせて考えると、山梨県の富である水資源が、県外に価値をもたらしているということがある程度わか

るのではないかと思います。

(会 長) このようなデータをどのように読み解いていけばよいのか、なかなか難しいところもありますが、他に御意見ございますか。

(委 員) 県内でみたときのそれぞれの産業の動きというのはわかったのですが、他の都道府県の産業連関表と比べてどうなのかということも気になりました。同時に、言い方が難しいのですが、産業連関表は、統計データの作り方のところでやや疑問視されている面もあると聞きますので、やや遠くから慎重に取り扱った方がよろしいような気がいたします。

(会 長) その点につきましては、何かこうしたことをさらに調べた方がという御示唆はございますか。

(委 員) そもそも県民経済計算自体の出し方について議論があるようです。以前、県民経済計算を消費税の精算基準を作成する際に利用できないかという議論をしたときに、現状の統計データの取り方では、少し慎重に扱う必要があるのではないかとということになり、結果として消費税の精算基準に県民経済計算のデータを使うことはやめました。このデータで何か話を進めるのであれば、全体を見渡す必要がありますので、他県と比較して相対化した方がよろしいかと思います。

(会 長) 貴重な御示唆ありがとうございます。

(委 員) 先ほど、これが課税の根拠になる訳ではないと申し上げたのは、この御指摘をわかった上での発言です。産業連関表の計算自体が色々なやり方があり、それによって何か導き出すやり方も学会の中で分かれているということを前回もお話しさせていただきました。課税の根拠は課税の根拠で別にあり、県民感情を考慮した上での補足する資料としてこれを見ていただければということです。先ほど、解決策として他県と比較するという御指摘がありました。他県との比較をしなくても済むようにということで、(資料3の)順位を出していただいたわけです。全国の中で山梨県の水は特別だとする根拠として、これを補足材料で使っていただければいいのかなという考えです。

3 地域政策としての考察

(2) 地域資源の防衛

(会 長) これまでの検討会におきまして、「県民が守ってきた自然、それから発生する地下水」という意見も出されているところですが、ただいまの産業連関表の検討においても付加価値の流出ということが議論となったことから、地域資源の防衛という点について検討したいと思えます。事務局から説明をお願いします。

(事 務 局) 資料6により、森林法の改正による水源地取引の監視体制の強化、条例による水源地を保全する取り組みについて説明。

(会 長) ただいまの事務局からの説明について、御意見等ございますか。

(委 員) 所有権移転等の動きで、何か特に注目されている傾向などはありますか。また、所有者等把握することに基づいて何らかの施策を行っていますか。

(事 務 局) 条例に基づく届出件数は、年によって若干の変動はありますが、平均しますと160件程度です。注目されている動きということですが、居住地が外国にある外国人・法人の森林買収は、これまで3件程度あったということは承知しております。

- (委員) 森林法のできる範囲は、あくまでも情報の把握までということで、制限まではできないのですか。
- (事務局) はい。ただ、森林所有者の把握について必要な情報の提供を求めることができるということなので、そこがある意味踏み込んだものになっているのかなと思われま。
- (委員) 首都圏では、水源地の周りにあるゴミの埋め立て処分地で事故が起きたり、ゴルフ場で使用する農薬により水源地が汚染されるという問題が発生していますが、これだけブランド力がある水のところで、保全のための議論や、NPOの動向で何かありますでしょうか。
- (事務局) 私どもの方では把握しておりませんので、担当部局へ確認いたします。
- (委員) お願いします。これだけ我々がブランド力があって日本有数の水源地と言っても、一度汚染されてしまえば傷ついてしまいますので、そのあたりの動向がおわかりになれば是非教えていただきたい。
- (会長) 他にいかがですか。検討中の新税の目的は地下水の取水制限などではありませんが、資源防衛という観点からは、地下水に着目した法定外税の必要性に関して留意すべき点になるかと思ひます。

4 課税客体、課税標準及び納税義務者等

- (会長) 課税客体としては、これまで検討会の議論の中で出た案として、案1の地下水の採水行為と案2の地下水の県外移出行為がございましたが、さらに地下水を使った製品に対する課税としては、地下水の移出行為といったものも考えられますので、これを案の2-2として加えて、三つの案で比較した資料を用意しましたので、事務局から説明をお願いします。
- (事務局) 資料7により、三案の課税客体と課税標準を説明。
先ほど御確認いただきました、新税の構想の出発点ということで「本県の地下水のブランド力により、製品に付加価値が付けられたとすることに着目した課税」とする場合、案1の場合、農業や機械部品の洗浄用にも多くの地下水が使用されていますが、これらの分野においては、水のブランド力とその使用量の関連性が低いことから、地下水のブランド力による製品の付加価値を適切に反映できないと思われま。また、量水器の設置義務は一部の大規模採取者に限られていることから、県内の営利目的の採水量を網羅的に把握するのは不可能と考えられます。案2-1は、ブランド力による製品の付加価値を適切に反映する考え方であり、豊かな水を育む環境を守り伝えてきた山梨県民に供給される分は課税の範囲から除外する考え方でありま。この考え方の場合、地下水を含む製品のうち、課税するものとしなないものの線引き、理由付けが必要になります。なにより、県内の卸売業者に移出された後、県外の小売事業者に移出された場合には、把握が困難であり、その逆の可能性もあり得ることを考えますと、複雑多岐にわたる流通経路において、課税する時点で県外への移出量を正確に把握することはなかなか難しいと思われま。案2-2は、案2-1と同じく、ブランド力による製品の付加価値を適切に反映する考え方でありま。この考え方の場合も、地下水を含む製品のうち、課税するものとしなないものの線引き、理由付けが必要になります。以上三案について、論点整理として考えられるメリット・デメリットという形で整理させていただきました。

- (会長) このような形で三つの案を整理していただきましたが、必ずしもこれに限って議論をするということではなく、そろそろ具体的なイメージをもっていただかないと、なかなか議論を進めづらいという趣旨から作っていただいておりますので、こちらにつきましてはさらに議論をしていければと思います。それでは、御意見等ございますか。
- (委員) 案1のメリットが書かれていませんが、地下水を県民の共有財産とする考え方からは、基本的にこれが一番公平だと思いますが、なぜメリットがないとしているのでしょうか。それから、先ほど資料4の説明において、大規模採取者だけで県全体の採取量の80%を占めると説明がありましたが、残りの20%は大規模ではないということですから、切り捨てるという考え方もあります。それから、案1では農業に課税する理屈が立たないという説明がありましたが、農林業の採取量は1.3%ですから、割合からは多いという印象はありませんが、その点はいかがですか。
- (事務局) まず、案1にメリットはないのかという点についてですが、先ほどの「2 課税の考え方」のところで御確認いただきました、新税を構想する場合の出発点であります「本県の地下水のブランド力により、製品に付加価値がつけられていることに着目」といった方向で考えますと、案1ではブランド力による付加価値を反映できないのではないかとということで、メリットがないとしています。次に、大規模採取者以外は切り捨てるという考え方もあるということですが、それについては委員と同じように、8割が把握できているということですので、これらの方をベースに考えていけるのかなと思っております。また、農業は採取量が少ないということについてですが、先ほど申しました今回の課税の出発点の考え方、また、数量が少ないということからも、案1においても農業は課税対象としては考えにくいかなと考えております。
- (委員) もう一点、しきりにブランド力と言いますが、あんまりブランド力を強調するのはいかなものかと思えます。ブランド力があるから担税力があるのか、ブランド力と担税力は比例関係にあるのか、担税力とどのように結びついていくのでしょうか。
- (委員) 私も委員と同じようにブランド力という言葉に引っかかっていまして、何を意味するのかということも考えていました。金科玉条のようにブランド力があるから税金をかけられるというのはちょっと違うだろうというのは同意見です。私も迷っているところではありますが、水としての価値が高いというイメージぐらいにとどめておくべきだろうと思えます。それをおいておいても、今御指摘のあったように採水行為と移出行為のメリット・デメリットですが、見方によって全部変わってきますので、表の作り方が非常に難しいのだらうと思えますが、この表では全く言い切れていない部分があります。例えば今、委員からは、採水量の方が公平ではないかという御意見があったので、逆に移出量のメリットをあげると、消費する水をどう扱うのか考えた場合、移出、つまり製品として水を外に運び出す方が公平に見えると思えます。つまり、いわゆる電子製造メーカーのことを考えた場合、確かに綺麗な水を使ってはいるけれども、ただ洗浄に使っているだけで綺麗にして戻しているのになぜ税金を払わなければいけないのかという考えは当然出てきます。そうすると案2-1と案2-2のメリットに書かなければいけないのですが、入っていません。ですから、それぞれどこから見るのかによって異なりますので、この表を完成させるには

あと一回か二回少なくともこうやって議論しなければいけないと思っていて、案1のメリットが書かれていないのは未完成ですから、入れるべきだと私も思います。ですから、この場で色々な意見を言った方がよろしいのではないのでしょうか。

(会長) 他にいかがですか。

(委員) ブランド力と担税力の関係ですが、もしこの新しい税金を個別消費税のイメージで作るとすると、担税力の議論においては誰が担税者になるのか。水を最終消費する人が税金を負担するという事になれば、この税金にとって重要なのは、担税力の問題以上に、この新しい税金を事業者がこなしていけるかどうか、ということの方が重要ではないかと思いません。それから、このように案を示してくださったので、新税のイメージというものができてきたのですが、今までですと、B to B事業者間取引とか、B to C事業者消費者間取引ということをイメージしていましたが、最近はいろいろなビジネスモデルがあり、消費者間取引とか個人から事業者への取引の場合に、この税金がうまく組み立てられるかどうかということもやや心配になりました。

(委員) 消費者への転嫁は想定しないもので仕組まないと、同意要件の第2号にかかってしまい法定外税として成立しません。実質的に転嫁するかしないかは別の話になりますが、あくまで間接税ではなく企業課税です。行為に対する課税であって、物にかけるわけではありません。

(委員) 直接税として組み立てていくということですね。

(会長) 他にいかがでしょうか。案2-1についてのデメリットのところ、「県外移出量を把握することは不可能」とありますが、不可能と言われてしまうと選択肢に入らないわけですが、これは直接計ることは現在の体制では無理だという趣旨でしょうか。

(事務局) 流通経路が非常に複雑であることを考えますと、現実的に全てを把握するのは、なかなか難しいというのが正直なところです。確かに、不可能という言葉は断定的な言葉であったと思いますが、現実的にかなり難しいという趣旨です。

(会長) かなり難しいというのはおっしゃるとおりだと思いますが、例えば直接把握するのではなく、間接的に把握する方法があるかなど、更に検討していければよろしいのではないかと思います。

(委員) ここはとても大事なところです。軽油引取税がこのケースに似ていると思いますが、申告を信じないと課税が成立しない税です。どうやっても現実には流通経路の把握ができないし、いくら抜き打ち検査をやっても逃れる悪者はたくさんいる税金ですが存在するわけですから、なにも私はそれをいいと言っているわけではありませんが、「不可能」と書かれてしまうと少し強すぎるのかなと思います。もう少し性善説で申告制度を信用してやってみるといっても極端に言えばありなのかなという気もしますので、流通経路の把握が難しいだろうということは想像できますが、もう少し調べていただいた方がいいと思います。例えば県内の採水場から移出というか蔵出しされて、それが県内の卸売業者に行って、そこから県外に出て行く場合が当然考えられるわけですし、そのケースがかなりあるのかなと思いますけれど、そこも含めて日本の消費税のやり方がよくないのですが、本来であればインボイスをつけてやればもう少しはっきりするのですが、そこも含めてどこに出荷し

ているのかというのは、申告制度を信用していいのかなという気がしないでもないので、ちょっと現時点では判断できませんが、もう少しお調べいただけるとありがたいと思います。

(会 長) 他方で、先ほどと逆の発言になってしまいますが、申告納付をする事業者が、申告に非常に苦勞するような租税は、それはそれでまた問題があるということになるでしょうから、ここはかなり慎重に検討しなければならないと思います。

(委 員) 担税力との関係で、これまでの議論では、税金は「薄く広く」考える方がいいという意見があったかと思います。新税というものができた場合に、県としてはどのくらいの税収を期待しているのでしょうか。もし、ある程度想定があれば、一事業者あたりどれくらいの負担になり、それが実際に可能な金額なのかという現実的な議論になってくるのかなと思います。その想定税収によっては、案の2-1、2ということもあり得るでしょうし、たくさんの皆さんに協力していただかなければならないというのであれば、案1というようなことも出てくると思いますがいかがでしょうか。

(事 務 局) 今、御議論いただいています、税をどのように組み立てていけるのかといった先に、税率や税収といった話は出てくるのではと考えています。

(委 員) そうすると、こういうものが想定されるといった根拠のある議論が難しいのかなと思います。この三つの案から何を選ぶのか、判断しにくいのですが、判断するに当たって重視してほしい点はあるのでしょうか。

(事 務 局) この案はこういう点を重視しながら検討すべきであるとか、そうしたものを示しながら、比較の検証の度合いを高めていくということもあるのかなと思っております。

(委 員) 委員の御指摘よくわかります。これだけでは情報が薄くて判断できません。事務局にお願いですが、案1と、どうして案の2には2-1と2-2があるのか、どう違うのかわかるようにしていただきたい。つまり、案1は農業も含めて全産業が課税対象になりますから、事業者数でいえばこれだけ多くなるとか、案1のデメリットには書いていませんが、水を汲み上げて、量も減らさないで戻す場合も課税になるわけです。これがメリットなのかデメリットなのかよくわかりませんが。その違いも含めて書いていただくと、判断材料になると思います。具体的にもう少し、案1であればこういう人たちが課税の対象になり、その水量がこれくらいになるとしていただければ、なにも税率を県のほうで示しただかくなくても、おおよそ負担がどれくらいなのか、我々が判断できるということになります。案の2-2では、これがどのくらいになるのか。製品として運び出す訳ですから、デメリットに書いてあるように、地下水を含む製品のうちどこまでを対象とするのか、例えばジュースには地下水が入っているなど、いくつかのパターンで出していただければ、少しは判断できるのかなと思います。さらに、その内県外に出ていくものがどれくらいあるのか、何らかのエリアで推計でも構いませんので出していただき、その場合には非公開にした上で、こんなイメージですよというものを示しただけると、もう少しははっきりしてくるのかなと思いますけれども、会長いかがでしょうか。

(会 長) 案の比較を更に詰めるためには、こうした情報が欲しい、あるいはもっと別の案も検討すべきだということでもよいのですが、そうした更なる資料等の材料につきましては、でき

るだけ積極的な御意見をいただいて今後の議論のときに用意できるようにしたいと思っておりますので、こうしたものが欲しいということ、この場でも結構ですし、別途御連絡いただくという形でもいいかと思っておりますので、是非とも御協力をよろしく願いいたします。

案の1と案の2-1、2-2と分かれています、おそらく大きく違うところは、案1は地下水を使うこと自体を課税対象としていて、それに対して案2は地下水を何らかの製品として使うというように限定をかけているところなのではないかと思っております。さらに1と2に分かれますが、これはまだ十分に議論はしていませんが、結局どちらにしても製品に使うということに限るのか、それとも地下水を使うことを広く課税対象にみていった方がよいのかというところで、どちらをメリットとみるかによって分かれてくるように思いますが、他にいかがでしょうか。

先ほど、行政が把握できるかということ、あるいは申告が簡単にできるのかということについて若干触れましたが、その関係で、地下水を含む製品について、実際それぞれの製品にどれくらいの地下水を使っているのかということは、ある程度把握できると考えていいのでしょうか。

(事務局) 現段階でそうした数字を持っているという訳ではないのですが、そのような調査をすることによって把握ができるのではと考えております。

(会長) 他にいかがでしょうか。

(委員) この比較の表ですが、それぞれ共通するところをはじめに書いていただいた方がいいかと思っております。それは何かというと、おそらく県民の共有財産である地下水の使用あるいは保全、そういったことが根本にあると思うので、その目的に照らして、それぞれの課税客体がどう位置付けられているのかというように課税客体をとらえる方が理解しやすいのではと思えました。二つ目は、地下水をインプットする段階のところで徴収するのか、それともそれを用いて製品化してアウトプットするところで捕まえるのかという二つの考え方だと思えますから、先ほど会長がおっしゃったことと同じことだと思うのですが、それぞれの案が、地下水を汲み上げて、それを人件費などをかけて製品化するプロセスの中の始めと終わり、あるいは中間段階のどこで課税するのかといった図式が分かった方が、議論がしやすいと思っておりますので、是非そういった形にさせていただきたいと思っております。三つ目は、例えば案の2-1は、域外の移出というものを捕まえるのが、今のところ困難であるということだと思っておりますが、先ほど別の委員がお話しになったインボイス系のものを利用していいかどうかは私もわからないのですが、そういったもので、とりあえず取引があった事実は把握できる。その上で、その中に地下水がどのくらい含まれているのかということ、ある程度明らかにしないと、取引高に応じたなかでの地下水の価値が分からないということになると思っております。ですから、インボイスが使えるのか、事業者を絞り込んでいくときに、絞り込むとすれば使えるのか、そうでなければ難しいのか、そういうものが見えるとわかりやすいのかなという気が致しました。特に最初に申し上げた、県民の財産を保全するという立場は、やはりメリットと捉えていいのではという気が致しました。

(委員) 最後の方にインボイスの話が出てきましたが、産業廃棄物税を作ったときに、証明書の発行を義務付けました。インボイス的かつ今おっしゃったように水の含有量を記載した証明

書を条例で義務付けることもできなくはないと思いますので、産業廃棄物税を参考にしてお調べいただければと思います。

(委員) 細かいところで申し訳ないのですが、案の2-1と2-2については、「製品に含まれる地下水量」という表現がされています。皆さんの議論を聞いていますと、含まれるというのはその製品の中に入っているということだと思いますが、そうなると業種もかなり絞られてきて、食品、飲料以外にあるのかどうか、私が前回発言した化粧品等は若干あるかと思いますが、かなり絞られてきます。つまりその時点で、機械関係は想定しないという意味に読めてしまうのですが、それでいいのか、そうでなければ、「製品に関係する地下水量」、つまり洗浄といったものも対象に含めて、県内移出と県外移出を使った水量で按分して考えるというような考え方でよろしいのでしょうか。この「含まれる」という言葉はどちらの意味で使われているのでしょうか。

(事務局) 製品の中に価値ある地下水が入っていて、それにより製品に付加価値が付けられているという意味合いでこの言葉を使わせていただいております。

(委員) そうすると、自ずとある程度業種は絞られるということでしょうか。

(事務局) 結果的には、そういうことになってくると思われます。

(会長) 地下水の利用の仕方として、どこまでのものを含めて、課税対象、課税客体として捉えていくのかということについては、更に議論を詰めていく必要があるように思いました。これは、やはり当初の考え方と違いますか、地下水を使うこと自体に税負担を求めていく考え方なのか、それとも地下水を製品として売るといいですか、そうしたところに課税の根拠を求める考え方なのか大きな分かれ目になるように思います。この点については、更に資料など用意して、今後詰めていきたいと思えます。

また、移出量を課税標準とする場合には、地下水を使った製品にどれくらい地下水が含まれているかについてデータが必要になりますので、事務局で調査をお願いしたいと思いますが、先ほど御説明がありましたとおり、大規模採水者が県内地下水採水量の8割を占めるとのことですので、大規模採水者に限定して資料を集めるということでもよろしいでしょうか。(異議なし。)

さらに、こうした議論のためにこうした資料が欲しいとか、こういったことを調べて欲しいということがありましたら、できるだけ具体的にお伝えいただいた方が事務局としてもやりやすいと思うのですが、いかがでしょうか。先ほど申し上げたように、必ずしもこの場でなくても、後日でもよろしいですね。

(事務局) はい。

(会長) また後で連絡するという形をとりたいと思えます。今申し上げたことや、さらに委員から要望のあった事柄につきまして、次回の検討会で使用したいと思えますので、事務局の方で資料収集についてよろしく願いいたします。

それでは、課税の対象をどこまでにするのか、言い換えれば、中小企業への配慮について検討する必要もごさいます。いずれの案でも、量に応じた課税ですので、量が企業規模に比例すると仮定すれば、既にそれ自体が中小企業への配慮であるという見方もありえるかと思えますが、それとは別に配慮をする場合には、今後検討が必要となりますので、これにつき

まして事務局から参考となる事項について説明をお願いします。

- (事務局) 資料8により、企業規模に応じた税制上の措置と中小企業等の範囲について説明。また、資料9により、免税点制度を説明。
- (会長) ただいまの事務局からの説明について、御質問等ございますか。
- (委員) この点を考えるときに、納税義務者の規模に応じて何か免税等考えるのか、それとも課税客体の大きさ、つまり採取量、あるいは販売量に注目して一定以下のものを免税点として課税しないことにするか、あるいはこの両方を使うということもあり得るわけですが、その点を考慮していく必要があるかと思えます。中小企業に対して何らかの配慮が必要であるという点は、これまでの議論にも出てきたように思いますが、配慮するとしたら、どういう方式をとるかということは、これは慎重に考えていく必要があるように思えます。
- (委員) おっしゃるとおり、どれも考えられると思えます。ただ、課税の目的という言葉を使っているのかわかりませんが、何のために法定外税を作るのかというと、水の保護、水源の保護ですので、理屈から言いますと、採水量にしても販売量にしても、量だけで十分ということになります。水を大量に使う人は、経営状況、資本金の大小にかかわらず負担してください、保全に協力してくださいということです。ただ、これまでの議論でも出ましたが、中小企業への配慮ということは、当然地方税としては求められますので、それと組み合わせることもありだと思えます。ただ、少しデリケート話ですが、これまで我々は水に限定せずに議論していますが、多少この先は、絞られてきそうな業種である飲料と食料品の県内の中小企業の状況についてお知らせいただくと、量だけではなく企業規模に応じた配慮が必要なのかという判断ができると思えます。
- (会長) どちらの考え方をとるにしても、例えば免税点をどのくらいに設定すると、納税義務者はどのくらいになるとか、あるいは地下水の使用量のどのくらいを実際に課税対象として把握することになるのかとかといったことをある程度想定しておく必要があるように思えます。これは、例えば中小企業について一定のものを非課税とする措置を設ける場合でも同じで、どのくらいの水準でこれを設定すると課税対象となる企業数がどのくらいになるか、あるいは地下水の量はどうなるのかといったことは、調査の事項に可能な範囲でお調べいただければと思います。他にいかがでしょうか。
- (委員) 第1回検討会で、地下水に関する条例の御説明をいただいた際に、大規模な採水者については地下水の涵養義務が設けられていて、これは努力目標ではあるけれども十分以上に達成されているという情報をいただいております。特にミネラルウォーターに使う場合には、かなりの涵養の目標が定められている訳ですけれども、この涵養量については、何らかの配慮が必要であると考えております。何らかのというのは、税制そのものに組み入れる方法もあるでしょうし、実際の税負担を考えるときに、考慮する可能性もあるかと思えます。
- (委員) これについては、私もかなり引っかかっていたところです。本当に水を増やす直接の効果があるということがわかれば納得するのですが、緑地を増やすなど、水に直接関係していないイメージがありますので、本当に税の上で考慮すべきなのか判断がつきかねています。涵養義務は、どのようなものがあるのでしょうか。
- (事務局) 浸透升の設置等により、地下に水が浸透するように努力をしていただくというような内容で

ございます。

(委員) それによって、どのくらいの効果があるのでしょうか。確か第1回検討会で質問したような記憶がありますが。条例で義務を課しているのだから、その分は考慮するというのはわかるのですが、本当に効果があるのかなというところで引っかかります。いずれにしても、御発言の趣旨はよくわかるので、そこを皆で合意するためにはもう少し詳しい説明をいただいたほうがよろしいかと思います。それで本当に課されている義務が、水資源に役に立っているのであれば、当然考慮すべきだと思います。

(会長) この点、手持ちの資料で何かございますか。

(事務局) 実際に条例により涵養していただいたものが、帯水層に本当に入っているのかというところまでの測定はなかなか難しいというところでございます。

(会長) このあたりは、条例の担当の部局の方がよく把握されているのでしょうか。

(事務局) 担当部局も、ボーリングなどにより、本当にどこまで行っているのかというようなところまでは、100%把握しきれてはいないとは思われます。

(会長) ただ、一定の検討の上で条例の制定に至っているはずですよ。ですから、今どうなっているかはともかくとして、条例を作ったときはこういった考え方だったという資料がありましたら、よろしく願います。

(事務局) わかりました。

(会長) 他にいかがでしょうか。

実際に免税点という形になるか、あるいは小規模事業者の除外ということになるかわかりませんが、いずれにしても納税者が正確な申告納付ができるような仕組みでなければいけませんし、過大な負担を与えることになってはならないと思いますが、この点でどういう形がいいといったような御意見はありますか。

(委員) まだ今の段階ではありません。

(会長) 今回、これまでよりも具体的なイメージをもって検討していただくために、いくつか案を作っていた訳ですが、ある程度数字まで見えないとなかなか突っ込んだ議論はしにくいということになるのでしょうか。そうすると、なかなか案を作る方もハードルがあがってしまうことにはなりますが。

(委員) 関連はあまりないかもしれないですが、今聞いた限りで感じたことを申し上げたいと思います。基本的には、地下水の量の関係で捉えれば、免税点で考えた方がいいのではと思います。小規模事業者を定める場合に、色々な操作性が出る余地があるのではないかと思いますので、元々の趣旨と照らし合わせると、課税標準で免税点を設定する方が、そういったことが出てこないのではないかと思います。

(会長) 納税義務者で考えると操作性があるというのは、これは実際に起きていることで、おっしゃるとおりだと思います。

その他、特にこの部分にということでもなく、全体をとおしてでも御意見や御質問、あるいは御指摘などございますでしょうか。

先ほども申し上げましたとおり、さらに議論を詰めるために必要な資料、情報などの要望がありましたら、事務局の方にお伝えくださればと存じます。事務局の方でもできる範囲で

ということにはなりますが、よろしくお願ひいたします。

また、更に議論のためには、これらの案をもう少し具体化なり、あるいは比較の表を更に御意見いただいたことを踏まえて、より正確なものにしていきたいと思いますが、こちらも事務局と相談しながら、こちらもできる範囲でということになります。次回に向けて進めていきたく存じます。

他にお気づきのことはございますか。

- (委員) また質問で申し訳ないですが、担税力の関係で、どのくらいの金額であれば各企業が耐えられるかというところが、これから一つの焦点になってくると思うのですが、今回出していた資料4の大規模採取者について、例えば食品製造業の12社について、12社の合計でもいいのですが、年間1立方メートル当たりの利益がどれくらい出ているかということは、経済センサスの数字と各個票と組み合わせて数字を出すというのは可能なのでしょうか。合法的に可能であるなら、一社あたりの担税力というのが見えてくるのかなと思ひまして、そうするとどこまで課税を広げてもいいのか、薄く広くという考え方がどこまでできるのかといった議論ができるのかなとちょっと考えてはいるのが、いかがでしょうか。今すぐには、コメントできないかと思ひますが、そういった点からも見ていただくと、議論が進むのかなと思ひます。
- (会長) 公開されている資料などでどこまで可能かは、ちょっと御相談をさせていただいてもよろしいでしょうか。
- (委員) この負担のあり方については、企業が、他県への移動などを真剣に考えなければいけないような負担というのは、ちょっと無理なのではないかと思ひています。他方で、今検討中の案では、どの案を使うにしても、赤字の場合でも課税されるということになりそうだなと思ひております。
- (委員) 関連はしないかもしれないですが、私がおぼつかないで教えていただきたいのですが、インプットである地下水の採取量自体は、こういう形で出せるかと思ひのですが、これに価格がつくのでしょうか。逆に言えば、アウトプットである製品にしたときに、これに投入された水が、アウトプットである製品原価の中に含まれている水の価値という捉え方もあるでしょうし、そうではなくて使った水の量という捉え方もある。つまり、量ではかった価値という概念と原価の中に含まれるものとして出てくる水の価値があり、インプットの段階では量と価格が使われて、アウトプットの段階でも両方が把握できるのか、それを行うのかどうかというのが、ちょっと気になりました。
- (会長) 今回お示した案では、量を課税標準にするというものですから、その量が製品毎に違う値段になっていたとしても、そこは量で考えるということですが、必ずそうでなければならぬというものでもないように思ひますので、議論のなかで、むしろ価格の方がいいという展開になればもちろんそれも検討すべき対象になるかと存じます。
- (委員) そこを議論しだすと消費課税になってしまいますから、それはあり得ないので、ここは量で、企業課税で議論を進めていかないと成立しないという大前提があります。委員が悩まれているのは、本質的な話で、これを話し始めると長くなってしまうので黙っていましたが、やり始めると大変です。ブランド力とおっしゃっているものは、最終的には価格に反映され

るのでブランド力と言ってしまっているのですが、ブランド力があるから価格が高くなるのかもしれませんが、ブランド力があるから水の量も多くなると考えるとまさに両方入っている。だから、すごく悩ましいところで、私ももやもやしたままです。

(会 長) 他にいかがでしょうか。それでは本日の議題につきましてはここまでとさせていただきます。

それでは次回以降の予定について、事務局から説明をお願いします。

(事 務 局) 委員の皆様には、非常に多岐にわたる御示唆いただきましてありがとうございました。今後の議論に向けて、今日の御意見を軸に比較表を作成するとともに、先ほど御要望がありました、製品に含まれる地下水量の調査につきましても、企業にお願いをしまして、データを集めていきたいと思っております。次回につきましては、調査と集計に若干お時間をいただきたいと思っておりますので、その状況によりまして、皆様にお伝えしたいと思っております。

(会 長) その他ということでは何かございますか。それでは、事務局にお返しします。

以上